

まちづくりと自治の条例って？

行政運営の基本原則や参画(※1)と協働(※2)など、姫路のまちづくり(※3)を進めていくための基本的な考え方等を定めたものです。

この条例に基づき、住民の皆さんをはじめ、「ふるさと姫路」の夢と希望を共有する人たちと議会、行政が一丸となって、よりよいまちづくりを進めていこうとするものです。



なぜ条例が必要なの？

近年、国から地方に権限の移譲等を行う地方分権の取り組みが進められており、姫路市においても、全国一律のルールによるまちづくりから、自己決定と自己責任による地域の特性に合ったまちづくりを進めることが求められています。

また、少子高齢化の進行、価値観やライフスタイルの多様化など、社会情勢の変化により、これまで市役所が担ってきた「公共」の分野を多様な主体で分担しようとする考え方が生まれました。

このような変化を踏まえ、自治会等の団体と行政が協力し合ってまちづくりを進める「市民共治」の取り組みを一層推進するため、条例の検討に着手しました。

条例の構成

(条例の全文は内側のページに掲載しています。)

条例全体の基本となる考え方 → 第1章(第1条～第5条)

原則的・基本的な事項として条例の目的などを定めています。

目的 住民等がまちづくりの主体となる都市の実現を目指します。

まちづくりと自治の担い手 → 第2章(第6条～第11条)

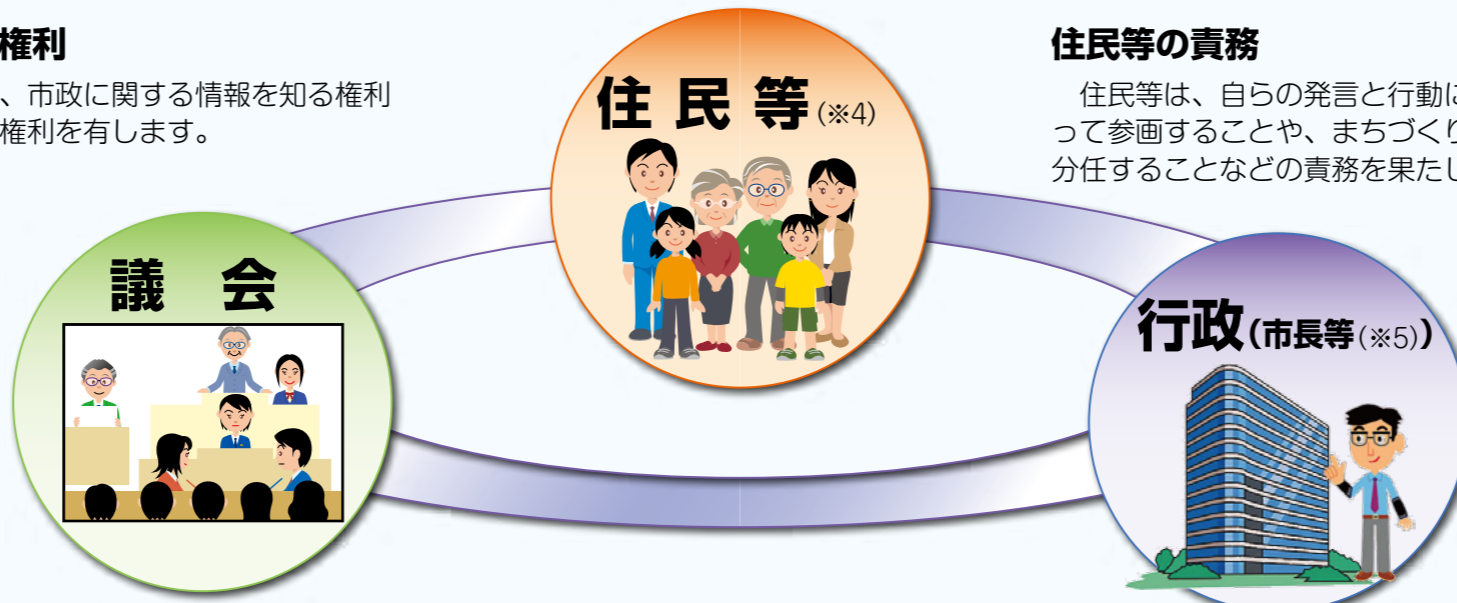
まちづくりと自治の担い手を条例に位置付けて、それぞれの果たすべき役割などを定めています。

住民等の権利

住民等は、市政に関する情報を知る権利や参画する権利を有します。

住民等の責務

住民等は、自らの発言と行動に責任を持って参画することや、まちづくりの負担を分任することなどの責務を果たします。



議会の責務

議会は、姫路市議会基本条例に基づき透明性を確保し、開かれた議会運営を行うよう努めます。

市長等の責務

行政は、参画と協働を推進し、まちづくり活動を支援します。市長は、公正で誠実に行政を運営し、行政サービスの質の向上に取り組みます。

議員の責務

議員は、姫路市議会基本条例に基づき、公正で誠実に活動するよう努めます。

職員の責務

職員は、全体の奉仕者として、法令等を守り、公正で誠実に職務に取り組みます。

具体的な内容 → 第3章～第6章

「行政運営の基本原則」と「参画と協働」の二つを中心的な事項と位置付け、具体的な内容を定めています。

行政運営の基本原則 → 第3章(第12条～第21条)

市のまちづくりの指針となる総合計画を策定することをはじめ、行政運営における基本的な考え方や具体的な取り組み(行財政改革、危機管理、財政運営、説明責任など)について定めています。

参画と協働 → 第4章(第22条～第29条)

参画と協働に関する基本的な考え方や取り組みについて定めています。
※詳細は内側のページで紹介します。

その他 → 第5章、第6章(第30条～第32条)

市が国や他都市と付き合いしていく際の考え方や条例の見直しの方法などを定めています。

どのように制定したの？

各種団体代表者や公募委員などで構成する懇話会や市議会での検討、タウンミーティングやパブリックコメント等により様々な意見を頂きながら、それらを踏まえて条例案を取りまとめました。

そして、市議会での審議を経て、条例が可決され、平成25年12月20日に施行しました。

条例のキーワード

※1「参画」とは？

住民等がまちづくりに参加したり、関わったりすることを言います。

※2「協働」とは？

まちづくりに参画した人たちが、同じ目的を達成するために協力することを言います。

※3「まちづくり」とは？

住みよい地域社会をつくるために取り組む公共的活動の総体という意味で、まちづくりの中には、市政(市が行うまちづくり)と住民等が主体的に行うまちづくり(自治会活動、NPO活動、ボランティア活動など)があります。

※4「住民等」とは？

市内に住所を有する住民のほか、自治会等の地域団体、市内で活動するボランティア団体や事業者、市内への通勤・通学者などを言います。

※5「市長等」とは？

執行機関である市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会を言います。